

鈴鹿市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第15号の規定に基づき、ジュニア年代（小学生・中学生）において顕著な成績をおさめたもの又は他のものの模範と認められる活動等行ったものを表彰することにより、ジュニア選手の育成、強化の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、本会に加盟する競技団体等に所属するもので、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、年度ごとに行う。

- (1) 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本中学校体育連盟等の公的団体が主催する全国大会以上の競技会、大会に、三重県代表として出場したもの又は出場が確定しているもの
- (2) その他の大会において本会代表理事が特に認めたもの。
- (3) 競技団体等での活動、活躍、功労が顕著であるとして、本会代表理事が特に必要と認めたもの。

(報告)

第3条 競技団体等の代表者は、前条に該当するものがある場合には、被表彰者報告書（第1号様式（個人用）、第2号様式（団体用））を本会代表理事に提出する。

(表彰)

第4条 被表彰者は、前条の報告を受けて本会代表理事が決定する。

2 表彰は随時行うものとし、代表理事が、表彰状を授与する。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。